

2024年6月21日

各 位

因幡電機産業株式会社  
代表取締役社長 喜多 肇一  
(コード番号 9934 東証プライム)  
問合せ先  
執行役員経営企画室長 玉垣 雅之  
(TEL 06-4391-1781)

## 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株処分」という。）を行うことを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 処分の概要

|                  |  |
|------------------|--|
| (1) 払込期日         | 2024年7月8日  |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式 25,000株   |
| (3) 処分価額         | 1株につき3,890円  |
| (4) 処分総額         | 97,250,000円  |
| (5) 処分子予定先       | 取締役(※) 5名 8,000株<br>執行役員 8名 8,000株<br>役職のある使用人 18名 9,000株<br>※監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。 |

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の第76期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、現行のストックオプションとしての新株予約権に代えて、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入すること並びに本制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として設定すること、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は20,000株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を取締役を退任する日までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日、取締役会により、対象取締役及び執行役員に対する第76期定時株主総会から第77期定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬並びに役職のある使用人（以下、「対象使用人」という。）に対する2024年4月1日～2025年3月31日に係る譲渡制限付株式報酬として、割

当予定先である対象取締役 5 名、執行役員 8 名及び対象使用人 18 名（以下、「割当対象者」といい、割当対象者のうち対象取締役については「割当対象者Ⅰ」、執行役員については「割当対象者Ⅱ」、対象使用人については「割当対象者Ⅲ」という。）に対し、金銭報酬債権合計 97,250,000 円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 25,000 株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

なお、本制度における譲渡制限付株式は 3 種類あり、割当対象者Ⅰに割り当てられる「譲渡制限付株式Ⅰ」、割当対象者Ⅱに割り当てられる「譲渡制限付株式Ⅱ」及び割当対象者Ⅲに割り当てられる「譲渡制限付株式Ⅲ」で構成されます。

### 3. 割当契約の概要

#### ① 譲渡制限期間

下記に定める譲渡制限期間において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式Ⅰ（以下、「本割当株式Ⅰ」という。）、譲渡制限付株式Ⅱ（以下、「本割当株式Ⅱ」という。）または譲渡制限付株式Ⅲ（以下、「本割当株式Ⅲ」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものといたします（以下、「譲渡制限」という。）。

##### i. 譲渡制限付株式Ⅰ

2024 年 7 月 8 日から割当対象者Ⅰが当社の取締役を退任する日（ただし、当該退任の日が 2025 年 6 月 30 日以前の日である場合には、2025 年 7 月 1 日）までの間（以下、「本譲渡制限期間Ⅰ」という。）。

##### ii. 譲渡制限付株式Ⅱ

2024 年 7 月 8 日から割当対象者Ⅱが当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日（ただし、当該退任の日が 2025 年 6 月 30 日以前の日である場合には、2025 年 7 月 1 日）までの間（以下、「本譲渡制限期間Ⅱ」という。）。

##### iii. 譲渡制限付株式Ⅲ

2024 年 7 月 8 日～2027 年 6 月 24 日（以下、「本譲渡制限期間Ⅲ」という。）。

#### ② 譲渡制限付株式の無償取得

##### i. 譲渡制限付株式Ⅰ

当社は、割当対象者Ⅰが、本譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式Ⅰを、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式Ⅰのうち、本譲渡制限期間Ⅰが満了した時点（以下、「期間満了時点Ⅰ」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点Ⅰの直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

## ii. 譲渡制限付株式II

当社は、割当対象者IIが、本譲渡制限期間IIの開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式IIを、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものとしたします。

また、本割当株式IIのうち、本譲渡制限期間IIが満了した時点（以下、「期間満了時点II」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点IIの直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとしたします。

## iii. 譲渡制限付株式III

当社は、割当対象者IIIが、本譲渡制限期間IIIが満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式IIIを、当該退任または退職の時点をもって、当然に無償で取得するものとしたします。

また、本割当株式IIIのうち、本譲渡制限期間IIIが満了した時点（以下、「期間満了時点III」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点IIIの直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとしたします。

## ③ 譲渡制限の解除

### i. 譲渡制限付株式I

当社は、割当対象者Iが、本譲渡制限期間Iの開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日まで継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、期間満了時点Iをもって、当該時点において割当対象者Iが保有する本割当株式Iの全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者Iが、取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間Iの開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、2024年7月から割当対象者Iが当社の取締役を退任した日を含む月までの月数を12で除した数に、当該時点において割当対象者Iが保有する本割当株式Iの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Iにつき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとしたします。

### ii. 譲渡制限付株式II

当社は、割当対象者IIが、本譲渡制限期間IIの開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点IIをもって、当該時点において割当対象者IIが保有する本割当株式IIの全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者IIが、取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間IIの開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、2024年7月から割当対象者IIが当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した日を含む月までの月数を12で除した数に、当該時点において割当対象者IIが保有する本割当株式IIの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、こ

れを切り捨てるものとする。)の本割当株式Ⅱにつき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

### iii. 譲渡制限付株式Ⅲ

当社は、割当対象者Ⅲが、本譲渡制限期間Ⅲ中、継続して、当社の取締役、執行役員または使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点Ⅲをもって、当該時点において割当対象者Ⅲが保有する本割当株式Ⅲの全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者Ⅲが、取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間Ⅲが満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、2024年4月から割当対象者Ⅲが当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任または退職した日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)に、当該時点において割当対象者Ⅲが保有する本割当株式Ⅲの数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式Ⅲにつき、当該退任または退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

## ④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式Ⅰ、本割当株式Ⅱ及び本割当株式Ⅲについて記載または記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式Ⅰ、本割当株式Ⅱ及び本割当株式Ⅲを当該口座に保管・維持するものいたします。

## ⑤ 組織再編等における取扱い

### i. 譲渡制限付株式Ⅰ

### ii. 譲渡制限付株式Ⅱ

当社は、本譲渡制限期間Ⅰまたは本譲渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が株主総会(ただし、当該組織再編等に関して株主総会による承認を要しない場合においては、取締役会)で承認された場合には、取締役会決議により、2024年7月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)に、当該承認の日において割当対象者Ⅰまたは割当対象者Ⅱが保有する本割当株式Ⅰまたは本割当株式Ⅱの数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式Ⅰまたは本割当株式Ⅱにつき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰまたは本割当株式Ⅱの全部を当然に無償で取得するものいたします。

### iii. 譲渡制限付株式Ⅲ

当社は、本譲渡制限期間Ⅲ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が株主総会(ただし、当該組織再編等に関して株主総会による承認を要しない場合においては、取締役会)で承認された場合には、取締役会決議により、2024年4月から当該承認の日を含む月までの月

数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において割当対象者Ⅲが保有する本割当株式Ⅲの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅲにつき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅲの全部を当然に無償で取得するものいたします。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会決議日の直前営業日（2024年6月20日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である3,890円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

（ご参考）

当社は、以後、当社の執行役員及び使用人に対しても、現行のストックオプションの新たな発行は行わないことといたします。

以上